

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源涵養維持増進森林	伐期の延長を推進すべき森林 (標準伐期齢+10以上)	116-Kの一部、117-A・Bの一部・Cの一部・Dの一部・Eの一部・F・G・Hの一部・Iの一部・J、120-A・C、121A・B、122-A・B・C・D・E・Gの一部、127-Eの一部・F・Hの一部	175.12
水源涵養維持増進森林 (造林公社所有林) 山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林 快適環境機能維持増進森林	長伐期施業を推進すべき森林 (標準伐期齢×2)	1-A・Bの一部・Cの一部・D・E・F・H・Iの一部・Jの一部・K・L・M・N・O、2-Aの一部・B・C・D・E・G・H・I・J・Kの一部・Lの一部、3-Aの一部・C、4-A・Dの一部・Eの一部・Kの一部、5-A・Bの一部・C・Dの一部・Eの一部・F・G・Hの一部、6-Aの一部、8-Dの一部・Eの一部・Hの一部、9-Fの一部、10-Eの一部、11-Aの一部・Bの一部・Gの一部・Jの一部、12-Aの一部・Jの一部、101-B・C・D・E・Fの一部・Gの一部・Hの一部・I、102-Cの一部・Dの一部・Eの一部、103-Bの一部・C・Hの一部、104-A、105-Iの一部・Mの一部、106-Bの一部、107-Aの一部・Bの一部・D、108-Bの一部・Eの一部・Gの一部、112-Gの一部・Hの一部、113-D・E・Fの一部・Mの一部、116-Hの一部・Kの一部、117-Bの一部・Cの一部・Dの一部・Eの一部・Hの一部・Iの一部、118-F、120-B・Cの一部・D、122-Gの一部、123-C・Dの一部、124-Nの一部、127-C・D・Eの一部・G・Hの一部・Jの一部	223.81
保健機能維持増進森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)		0
	複層林施業を推進すべき森林 択伐による複層林施業を推進すべき森林	1-Bの一部・Cの一部・Gの一部・Iの一部・Jの一部、2-Kの一部・Lの一部・M・N、3-Aの一部・B・Dの一部、4-Fの一部・Kの一部・Mの一部、5-Bの一部・Dの一部・Eの一部・Hの一部、7-Dの一部、11-Gの一部・Jの一部、101-Fの一部・Gの一部・Hの一部・K、102-A・Cの一部・Dの一部・Eの一部、105-Iの一部、107-Aの一部	106.3
	禁伐		0
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		0
木材生産機能森林	主伐 (標準伐期齢以上) 皆伐 (伐採後の更新未完了の面積が連続して20ヘクタールを超えないこと)	001-Gの一部、003-Dの一部、004-B・C・Dの一部・Eの一部・Fの一部・G・H・Jの一部・Kの一部・L・Mの一部、005-Bの一部・Dの一部・Eの一部・Hの一部、006-Aの一部・B・C・D・E、007-A・B・C・Dの一部・E、008-A・B・C・Dの一部・Eの一部・F・G・Hの一部・I、009-A・B・C・D・E・Fの一部、010-A・B・C・D・Eの一部、011-Aの一部・Bの一部・C・D・E・F・Gの一部・H・I・Jの一部、012-Aの一部・B・C・D・E・F・G・H・I・Jの一部、013-A・B・C・D、101-F・G・H・J・K、103-A・Bの一部・D・E・F・G・Hの一部・I・J・K、104-B、105-A・B・C・D・E・G・Mの一部・P・Q、106-A・Bの一部・C・D・E・F・H・J、107-Aの一部・Bの一部・C・Dの一部・E・F・G、108-A・Bの一部・C・D・Eの一部・F・Gの一部・H、109-A・B・C・D・E・F・G・H、110-A・B・C・D・E、111-A・B・C、112-A・B・C・E・F・Gの一部・Hの一部・I・J・K、113-A・B・C・Dの一部・Eの一部・Fの一部・G・H・I・J・K・Mの一部・O・P・Q・R・S・T・U、114-A・B・C・D・E・F、115-A・B・C・D・E・F、116-A・B・C・D・E・F・G・Hの一部・I・J・Kの一部、118-A・B・C・D・E・G、119-A・B・C・D、125-I	911.09

※保安林における立木の伐採は県知事の許可又は届出が必要です。伐採の方法が、指定施業要件に適合するものであり、かつ、指定施業要件に定める伐採の期限を超えないこと。